

「安心してお取引いただくために」

電話やダイレクトメール、電子メール等による不正な振込請求、金銭を騙し取る悪質な詐欺事件(振り込め詐欺)や通帳、キャッシュカード、印鑑等の偽造・盗難による預金の不正な払出しが多数発生しています。

当金庫では、お客様に安心してお取引いただくために以下のような取組みを行っております。お客様が被害に遭わないための取組みであることをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

振り込め詐欺・特殊詐欺の防止について

子供さんやお孫さんを装い、「交通事故の示談金」「借金の返済」等と言って、指定した金融機関の口座に現金を振込ませる「**オレオレ詐欺**」。ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求や、身に覚えのない利用料金や和解金等を請求し、指定した金融機関の口座に現金を振込ませる「**違法な取立、架空請求詐欺**」。金融機関等を装って「お金を貸します」といった内容のニセのダイレクトメール・携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目で現金を振込ませる「**融資保証金詐欺**」。これらの被害を未然に防止するため、次のような対策を講じております。

- ・ATMを利用した現金での10万円を超えるお振込はご利用いただけません。現金での10万円を超えるお振込をお申し付けいただく場合は、窓口にて本人確認書類のご提示をお願いしております。
- ・ATMコーナーでの携帯電話の使用は、ご遠慮いただいております。携帯電話で通話をしながらATMの操作をしているお客様へは、振り込め詐欺被害防止の観点からお声を掛けさせていただくことがございます。
- ・高額な金額での振込、多額な預金の払出し等の取引の場合、お客様にその理由をご確認させていただいております。また、不審な理由・態様等の場合は、最寄りの警察署等へ「相談・通報」させていただきます。
- ・キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限を実施しております。

「キャッシュカード振込機能の一部利用制限」について

ATMの振込機能を利用した「振り込め詐欺」が急増しております。

特に、キャッシュカードによるお振込みに不慣れな高齢者のお客様をATMに誘導して預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫を含め、岩手県信用金庫協会では、こうした被害を防止するための緊急対応として、岩手県内すべての信用金庫(6金庫)で、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施しております。何卒、ご理解のほどよろしく願いたします。

当金庫の対応

次のお客様は、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

※ 振込限度額を「0円」とさせていただきます。

(1)対象となるお客様

当金庫に口座をお持ちのお客様で、年齢70歳以上、かつ、過去3年以上ATMでお取引されていないお客様

(2)対応開始時期

平成29年5月15日(月)より

(3)上記のお客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合

当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認等のうえ、お振込みを可能とさせていただきます。

お客様へ、おたずねします。あなたのお金を守るアンケートです。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ●振込(引出)を、突然、息子や孫から電話で頼まれた | はい ・ いいえ |
| ●息子や孫から「電話番号が変わった」と連絡があった | はい ・ いいえ |
| ●この振込(引出)は、誰にも相談しないで一人で決めた | はい ・ いいえ |
| ●金融商品のパンフレットが届き、名義貸しなどを頼まれた | はい ・ いいえ |
| ●電話で「あなたも共犯だ」「逮捕される」などと言われた | はい ・ いいえ |
| ●現金を、レターパックや宅配便等で送るように指示された | はい ・ いいえ |

警察からの指導に基づいて実施しています。岩手県警察・水沢信用金庫

キャッシュカードについて

盗難・偽造キャッシュカードによる不正払戻への対応のため、キャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を下記のとおりとさせていただきます。

現金払戻限度額	キャッシュカードによる振込限度額
100万円(1回あたり50万円迄)	200万円

上記限度額は、当金庫および提携金融機関ATMでの払戻の合計額です。

なお、限度額を超える現金の払戻、カードによる振込の際は、当金庫窓口にて、通帳と届出印鑑によりお手続きください。

※ 1日あたりの「現金払戻限度額」は、お客様のお申し出により、口座単位に当金庫所定の限度額の範囲内で任意に設定（増額・減額）いただけます。

また、1日あたりの現金払戻限度回数も同様に任意に設定いただけます。ご希望のお客様は、窓口までお問い合わせください。

～ 盗難にご注意ください! ～

- ・キャッシュカードは、預金通帳やお届け印と同様に大切なものですので、厳重に管理してください。
- ・キャッシュカードを入れたお財布などを長時間お手元から放さないようご注意ください。車の中等に放置しないでください。
- ・万一、キャッシュカードが盗まれたり紛失した場合は、ただちに下記連絡先にご連絡ください。
- ・空き巣や車上盗難などの被害に遭われたときは、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性がありますので、念のため下記連絡先にご連絡ください。

盗難にあった・紛失したときは…

時間帯(24時間対応)	連絡先
平日の8時30分～17時30分迄の場合	お取引店へご連絡ください
休日および早朝・夜間の場合	「SSS監視センター」 0120-793-714(フリーダイヤル) 022-261-4811

～ 暗証番号のお取扱いにご注意ください! ～

- ・暗証番号は、他人に知られないよう、充分注意してください。
とくに、暗証番号をメモしないでください。また、暗証番号を推測される手掛かりとなるものは、キャッシュカードと一緒に保管しないでください。
- ・生年月日、ご自宅・職場の電話番号、車のナンバー、住所の地番、その他第三者が容易に推測することができる番号などを暗証番号とすることは避けてください。
- ・キャッシュカードの暗証番号を「貴重品ボックス」などの他のサービスを利用する際の暗証番号にして使うことは避けてください。
- ・暗証番号は定期的に変更することをお奨めいたします。(ATMで変更可能です。)
- ・暗証番号は、キャッシュカード毎、または各お取引金融機関毎に別々にすることをお奨めいたします。
- ・ATMなどを利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたいし注意ください。
- ・信用金庫職員、警察官などが店舗外や電話などでキャッシュカードの暗証番号、口座番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません!不審な点がある場合には、直ちに当金庫にご照会ください。
- ・こまめに通帳記帳をするなど、預金残高をご確認ください。
残高、取引明細確認(テレホンバンキング) → ☎0120-019-751(無料です。)